

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループでは、コンプライアンスを基本とした透明性の高い迅速なシステムの構築及び経営環境の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築しつつ、企業価値の最大化を図ることが経営の最も重要な課題であり、株主並びに社会に対する責務であるとし、これを実現するのがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2- 議決権の電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳)

当社は現在海外投資家比率が比較的低いと考えており、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討してまいります。

(原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)

(補充原則2-3- サステナビリティを巡る課題への対応)

当社では、サステナビリティ(持続可能性)をめぐる課題の検討については、取締役会において定期的に検討を行う予定であります。

(補充原則3-1- 英語での情報の開示・提供)

当社は現在海外投資家比率が比較的低いと考えており、招集通知やアニュアルレポート等の英訳を採用しておりませんが、今後株主構成の変化等状況に応じて検討してまいります。

(補充原則4-1- 最高経営責任者等の後継者の計画及び監督)

当社は、最高責任者である代表取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。

人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしています。

(補充原則4-2- 経営陣の報酬設計(持続的な成長に向けたインセンティブ付け))

現在のところ役員報酬についてインセンティブ制度の導入はしておりませんが、今後は役員報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、報酬委員会の答申も踏まえ、業績連動型の株式報酬制度の導入なども検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

1) 上場株式の政策保有に関する方針

経営戦略、取引先や業務提携先等との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合には、他社の株式を保有することがあります。

2) 政策保有株式の議決権行使の方針

議決権行使については、株式保有の目的に合致しているかをを中心に総合的に検討を行ったうえで、賛否を判断しています。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

取締役会規則において、以下に掲げる各取引に該当する場合、取締役会において承認を受けなければならない、当該取引の結果について、取締役会に報告する旨を定めております。

取締役が自己又は第三者のために会社事業の部類に属する取引をしようとするとき

取締役が自己又は第三者のために会社と取引をしようとするとき

会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき
また、毎年度末に関連当事者間取引の有無を調査し、問題ない事を確認しております。

(原則3-1 情報開示の充実)

() 当社HPの会社案内サイト(<http://www.azia.jp/cp/cp01.html>)や投資家向け情報サイト(<http://www.azia.jp/ir/>)にて開示しております。

() 当社HPの会社案内サイト(<http://www.azia.jp/cp/cp07.html>)にて開示しております。

() 代表取締役1名、監査等委員である取締役4名(独立社外取締役3名含む)で構成される報酬委員会にて、基本方針・決定方法等に関する事項、及び取締役の個人別の報酬等を検討・審議し、取締役会に答申の上、取締役会にて決議致します。

() 当社の取締役の指名の方針と手続きは以下の通りであります。

1. 取締役の指名の方針

(1) 業務執行取締役

原則として、上級管理職社員(マネージャー)など、社内から有能な人材を登用することを方針とします。

(ただし、外部からの招聘を否定するものではありません)

職務遂行能力と人物としての魅力度の双方を考慮し、指名を行います。

(2) 監査等委員である取締役

会計・税務や経営、マーケティングなどの専門的な知識・経験を有し、中立・公正な立場で経営監督機能を果たせる人物を指名することを方針とします。

2. 取締役指名の手続き

代表取締役が候補者案を作成し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で審議、決定いたします。

()取締役(監査等委員である取締役を含む)候補の個々の選任・指名の理由については、都度株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

(原則4-1- 経営陣に関する委任の範囲及びその概要)

当社取締役会は法令に規定する事項及びあらかじめ取締役会で定めた取締役会規則および職務権限規程に規定する事項を決議し、その他の業務執行(その主なものは取締役会規則に定める報告事項)については、取締役会で定めた管掌業務に基づき、各業務執行取締役にその決定を委任しています。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は独立社外取締役を3名選任しており、いずれも監査等委員であります。

選任にあたっては、経営その他に関する豊富な知見を有し、客観的・中立的な見地から当社の企業価値の向上に寄与できる資質を備えているかを考慮しております。

(補充原則4-9 独立社外取締役)

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たす者を独立社外取締役としております。

(補充原則4-11- 取締役会のバランス規模等、取締役選任に関する方針・手続き)

当社は、事業規模に照らして合理的な員数の取締役により取締役会を構成するとともに、取締役会の構成メンバーとして、経営、会計、金融、開発等の専門知識や経験を備えた人物をバランスよく配置すべきであると考えております。

また、取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3-1()にて開示している通りであります。

(補充原則4-11- 取締役の兼任の状況)

取締役(監査等委員である取締役を含む)の重要な兼職については、取締役会での決議(非常勤取締役の兼職については報告)を要することとしており、兼職の状況については、株主総会招集通知において毎年開示しております。

(補充原則4-11- 取締役会の実効性評価)

当社は、2016年度の実効性に関する分析・評価を行うため、2017年3月に取締役会の実効性評価に関するコンサルティングを委託した外部機関が作成した「取締役会の実効性評価アンケート」を、全取締役及び全監査役を対象として、記名式により実施いたしました。アンケートの集計結果及び全取締役・全監査役での数回にわたる議論を踏まえ、当社が行った取締役会の実効性の分析・評価の概要は以下のとおりです。

- ・取締役会の実効性については、概ね確保されている。
- ・任意の委員会設置による監視・監督体制の構築について、課題として認識し検討を重ねた結果、今般、報酬委員会を設置した。

当社はこの分析・評価を踏まえ、取締役会を、より長期的かつ戦略的な観点から議論を行う場とすべく取り組んでまいります。

(原則4-14- 取締役に対するトレーニングの方針)

新任の取締役(監査等委員である取締役を含む)に対しては、就任時に会社概要、経営戦略、財務戦略等の基本情報を共有するとともに、新任の取締役(監査等委員である取締役を含む)に必要な知識を習得するために要する費用(教育・研修等)を一定の範囲で負担しております。加えて、全社員が出席して毎月1回開催している全体会議等重要な会議体への出席をはじめとして、事業理解の促進の場を適宜設けているほか、主要事業の事業戦略を担当役員から説明・共有するなどの取り組みを行っております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、経営企画室が行っております。IR活動に必要な情報はコンサルティング営業部、経営管理部他、関連部署から情報収集し、経営企画室にて取り纏めを実施しております。具体的なIR活動内容は以下の通りです。

[IR活動の内容]

- ・定時株主総会:年1回
- ・事業説明会:年1回
- ・決算説明会:年2回
- ・取材対応:申込みのあった都度対応
- ・投資家(個人・機関)訪問:要望のあった都度実施
- ・投資家(個人・機関)説明会:不定期
- ・当社HPの企画・運営

なお、上記IR活動を通じていただいた株主・投資家の皆様からのご意見・ご懸念点については、IR担当者より経営層へ必要に応じて随時報告・共有を行っております。

インサイダー情報の管理につきましては、決算情報の漏洩を防止し情報開示の公平性を確保するために、決算発表前の一定期間は、決算に関するコメントや問合せに対する回答を控えております。ただし、当該期間中に公表済みの業績予想に対して、一定の基準の乖離が見込まれた場合には、適宜、情報開示を行うこととしております。

また、四半期決算毎に株主名簿において株主構造を把握しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SBI証券	156,700	6.88

日本証券金融株式会社	82,700	3.63
美濃 和男	64,100	2.81
西田 徹	59,200	2.60
Deutsche Bank AG London 610 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	50,780	2.23
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	48,100	2.11
北村 秀一	47,300	2.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75960口)	36,700	1.61
株式会社システムインテグレータ	32,800	1.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	30,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

1. 当社は、自己株式を201,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐々木 俊夫	その他													
藤本 眞吾	税理士													
川名 愛美	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 俊夫				大手証券会社の支店長等の要職を歴任しており、その豊富な知識と経験により、取締役会・監査役会において当社の内部統制システムの監視、コンプライアンス体制、管理体制について助言・提言を行っているため、当社社外取締役として適任であると判断いたしました。
藤本 眞吾			他の会社である藤本税務会計事務所の代表を兼務しております。 なお、当社と藤本税務会計事務所の間には特別な関係はありません。	当社設立以来、税理士の立場から携わっていただいております。税務の専門家としての見識を保有しており、当社の財務状況及び業務内容も詳細に把握しているため、当社社外取締役として適任であると判断いたしました。

川名 愛美				会社経営に直接関与した経験はありませんが、税理士としての経歴を通じて培われた税務及び会計の専門家としての知識及び見識等を活かし、当社の取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、当社社外取締役として適任であると判断いたしました。
-------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査室員を監査等委員会を補助すべき使用人として指名することができるものとし、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人との連携状況につきましては、四半期決算及び本決算に関わる会計監査結果について、監査等委員である取締役全員が会計監査人より会計監査結果における詳細な報告を受けるとともに、必要に応じて随時意見交換を行っております。また、監査等委員会と内部監査部門との連携状況につきましては、定例の情報交換会において内部監査部門から内部監査の実施状況及び監査結果等についての報告を受けるとともに、必要に応じて随時情報交換を図る体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

1. 報酬委員会設置の目的

取締役の報酬等に関する手続きの客観性および透明性を確保することにより、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的としております。

2. 報酬委員会の役割

取締役の報酬等に関する基本方針・決定方法等に関する事項を審議し、取締役会に答申します。
取締役の個人別の報酬等を検討・審議し、取締役会に答申します。

3. 報酬委員会の委員の構成等

報酬委員会の構成メンバーは、取締役会の決議によって選任された監査等委員である取締役4名(独立社外取締役3名含む)、代表取締役1名とし、委員長は報酬委員会の決議により選定された監査等委員である取締役(社内取締役)であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上へのインセンティブとして、当社は取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対し、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上へのインセンティブとして、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)にストックオプションを付与しております。新株予約権の個数及び目的となる株式の数は、本報告書提出日現在10個及び2,000株となっております。ストックオプション制度の導入を通して、直後の報酬コストをかけずに、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)への企業業績向上のインセンティブや人材確保・流出防止効果として、一定の効果があるものと考えます。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期中の、取締役4名に支払った報酬は67,800千円、うち社外取締役1名には6,600千円、監査役3名に支払った報酬は、12,600千円、うち社外監査役2名には9,600千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

代表取締役1名、監査等委員である取締役4名(独立社外取締役3名含む)で構成される報酬委員会にて、基本方針・決定方法等に関する事項、及び取締役の個人別の報酬等を検討・審議し、取締役会に答申の上、取締役会にて決議致します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは業務執行取締役、経営管理部及び内部監査室が中心となり、重要な会議の内容や書類の閲覧、内部監査結果等について、情報伝達や意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

A) 取締役会

取締役会は、代表取締役1名、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名及び監査等委員である取締役4名(いずれも監査等委員会により会社法399条の3に定める監査等委員として選定された監査等委員)の計8名(提出日現在)で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社では、迅速な意思決定及び業務責任の明確化を目的として、取締役がこれを監視することによって公平で効率的な業務執行を行う体制としております。また、取締役会においては、経営の意思決定に多様な視点を取り入れるとともに、中立的かつ独立的な監視機能を確保するために、社外取締役3名を選任し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

B) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員4名(内、独立社外取締役3名)で構成されております。監査等委員は、毎月1回開催される監査等委員会及び取締役会に出席する他、監査等委員は全体会議等の重要な会議に出席し、十分な情報に基づいて、業務監査を中心とする経営全般を幅広く監査しております。

また、会計監査人及び内部監査室と連携を図り、監査の実施状況等について報告及び説明を受け、適宜、意見交換を行い、監査機能強化に努めております。

C) 上長会

上長会は、業務執行取締役、監査等委員長、内部監査室長及びマネージャー以上の役職者の計14名で構成され、毎月1回開催しております。各部門における業務の報告、及び現状の課題に基づく議論や解決策の検討を行う他、新製品・新サービスの企画等、重要な意思決定に付随する議論を行っております。

D) 内部監査室

内部監査室は、現在1名が配属され、必要に応じ代表取締役の任命により内部監査チームとして活動し、経営組織の整備状況及び業務の実態を把握、検証することを目的として、当社及び子会社の監査を実施しております。

内部監査室は、内部監査の結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、代表取締役からの改善指示を対象部門に指示すると共に、改善策の実施状況についてフォローアップ監査を実施しております。

また、監査等委員会及び会計監査人との間で意見交換を行うことによって、内部監査の効率性、合理性に努めております。

E) 会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

会計監査人は、内部監査室が行った内部監査の内容や監査結果の閲覧、内部監査室担当者との意見交換等により会社の実態を把握し、会計監査業務の補完を行っております。また、会計監査人と当社監査等委員会は定期的に意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成29年6月29日開催の第22回定時株主総会の決議に基づき、経営者に対する取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めるため、監査役設置会社から、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。今後、より一層の経営の透明性の向上、意思決定及び執行の迅速化を図ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日以上前に発送しており、第22回定時株主総会(平成29年6月29日開催)の招集通知については、平成29年6月9日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第10回定時株主総会(平成17年6月20日)以降、第19回定時株主総会を除き、株主総会はいずれも3月期決算会社の株主総会集中日を避けて日程設定しました。第22回定時株主総会については集中日での開催となっておりますが、より多くの株主の方にご参加いただけるよう、午後開催としております。
その他	第11回以降、直近開催の第22回定時株主総会まで、株主総会終了後に、個人株主及び個人投資家向けに決算及び今後の戦略も含めた事業説明会を開催いたしました。次回以降も、継続して説明会等を開催し、当社をより理解していただく場として活用していきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第11回定時株主総会(平成18年6月23日開催)以降、定時株主総会終了後に、個人投資家向け説明会を定期的で開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場後、中間(第2四半期)、年度の決算発表毎に、アナリストや機関投資家向けに決算及び今後の事業戦略も含めた説明会を開催いたしました。今後も継続して、定期的に説明会を開催して参ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	平成15年1月に当社株式が日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄に指定されて以来、年度、中間(第2四半期)、四半期決算の開示情報を掲載しております。またアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催の都度その説明会資料を、決算以外の適時開示資料や業務提携等の意図開示情報も開示の都度、掲載しております。 その他、年2回開催しているアナリスト・機関投資家向け決算説明会の様子を、ホームページ上でストリーミング配信し、個人投資家にも広く閲覧できる環境を用意しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画・管理担当取締役をIR及びディスクロージャーの責任者とし、経営企画室、経営管理部に担当者を置いております。また経営企画室の広報担当が、IR情報のホームページ更新やIRメールマガジンの発行を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	制度開示のみではなく、適時に適切な情報開示を行うことにより、株主、投資者をはじめとするステークホルダーに対し、情報の周知を図る方針であります。同時に、当社ホームページやIRメールマガジンを利用し、幅広くステークホルダーに当社の情報や事業内容、戦略・計画についても理解を深めていただけるようにしてまいります。
その他	女性の役員は、現在1名、女性の役職登用者は、現在7名となり、これは比率にしますと、女性社員の約4人に1人が役職者ということになります。当社は男女の性別にかかわらず各従業員の業務遂行能力に基づいて人事評価を行い、昇給等の処遇を行っております。管理職・役員にふさわしい人材であれば、性別にかかわらず、管理職・役員に登用する方針でございます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において下記のとおり決議いたしました。その基本方針は、取締役をはじめ全社員の業務執行が法令、定款に準拠していることをはじめとした管理体制、牽制が働く組織を構築するコンプライアンス体制の確立、損失回避のためのリスクマネジメント体制確立等により、企業の社会的責任を果たしていくことと考えております。この決議のうち、行動憲章の制定、内部通報制度の運用、関連規程その他の体制の整備、を実施しております。決議の内容については、以下のとおりであります。

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、コンプライアンスを基本とした透明性の高い迅速なシステムの構築及び経営環境の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築しつつ、企業価値の最大化を図ることが経営の最も重要な課題であり、株主並びに社会に対する責務であるとし、これを実現するのが、コーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

なお、本コーポレート・ガバナンスの状況は、有価証券報告書提出日現在の当社の状況について記載しております。

コーポレート・ガバナンスの体制

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議いたしました。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営の基本方針に則った「行動憲章」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令順守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とするを徹底する。

管理部門担当役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として、内部通報制度を構築し、運用する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の職務執行に関する情報を「文書管理規程」に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経理規程、与信管理規程等必要な規定は制定済み。ただし、今後も都度運用方法を見直し、必要に応じ新たな規定を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する責任は、管理部門担当役員とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。損失リスクが現実化した場合は、取締役会において責任者を選任することにより迅速かつ適切に対応する体制を構築する。

取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、当社の職務については、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づいて行うこととする。

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。

ホ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに子会社において、協議事項、報告事項、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を設け、当社・子会社間において会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社並びに子会社のコンプライアンス体制を構築する。また、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲を子会社まで広げるものとする。

a. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受けつける内部通報窓口を設置し、当社及び子会社のコンプライアンス体制を推進する。

b. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務に関する重要な情報については、定期的又は適時に報告して、定例会または取締役会において情報共有並びに協議を行う。

c. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を管理する主管部門を「関係会社管理規程」において、経営企画室と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、経営企画室は子会社から適時に報告を受ける。また、当社及び子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。

d. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、代表取締役に報告する。

ヘ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査室員を監査等委員会を補助すべき使用人として指名することができる。監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

内部監査室員が監査等委員会を補助すべき使用人として指名された場合は、当該内部監査室員の人事異動、懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。また、当該内部監査室員の人事評価については、監査等委員会は意見を述べる事ができる。

ト 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項についてすみやかに報告、情報提供を行うものとする。

監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

チ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

なお、監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担において弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

その他監査等委員の職務を執行するうえで必要な費用に関しても、会社が負担するものとし、速やかに前払い又は償還を行うものとする。

リ 財務報告の信頼性を確保するための体制

決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、「内部統制規程」による、内部統制評価運用責任者を設置し、同規程に基づいて適切に運用する。

ヌ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については経営管理部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放運動推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、屈することなく毅然とした態度で対応することを基本的な考え方とし、以下の体制整備を行っております。

1. 管理部門担当役員をコンプライアンスに関する責任者として任命し、組織的な対応を原則としております。
2. 本社所在地の特殊暴力防止対策協議会に参加し、所轄警察署や関連団体との連携を図っております。
3. 各種契約書、取引約款等に、反社会的勢力とは取引しない旨を明記しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に関する基本方針

当社では、企業価値の最大化を図ることが経営の最も重要な課題であり、株主の皆様並びに社会に対する責務であるとし、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

その中でも適時開示を中心としたディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置づけており、経営トップである代表取締役が率先して取り組みを実施しております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

(1) 適時開示対応のための部署の設置

当社では、経営企画室が適時開示を含む当社のディスクロージャー業務を一括して実施しております。経営企画室には、ディスクロージャーに関する専門性を有したスタッフを配置しており、適時開示に有効に対応できる体制となっております。また、「会社情報の集約・管理及び指揮」においては代表取締役が率先して取り組むことにより迅速な対応ができる体制を確立しております。

(2) 外部専門家の活用

適時開示に関して当社内で疑義が生じる場合には、ディスクロージャーに専門性を持つ弁護士やコンサルタント等の外部専門家に速やかに照会する体制をとっております。

3. 情報の適時開示の方法

会社法及び金融商品取引法に定められた会社情報の適時開示については、法令に定められた方法にて適正に行なっております。また、適時開示規則に該当する会社情報の適時開示については、同規則に従い、株式会社東京証券取引所への事前説明後、同取引所の提供する「適時開示情報伝達システム」へ登録し、速やかに報道機関に同一情報を提供いたします。登録した情報は、当社ホームページにおいても公表しております。

<http://www.aziajp/ir/>

4. 適時開示に関する把握・流れ

(1) 発生事実

重大事故、災害等が発生した場合、直ちに担当部署から経営企画室に、また経営企画室から代表取締役に連絡することとなっております。万一、不正アクセスや個人情報の漏洩等に係る重大な事故が発生した場合は、代表取締役を含む関係者による緊急対策チームを編成し、事故状況を迅速・正確に把握することとしております。

(2) 決定事実

重大な意思決定については、代表取締役の指揮のもと情報取扱責任者、経営企画室、関係各部署で協議し、取締役会決議の前に開示すべき会社情報に該当するか否かについて確認しております。

(3) 決算情報

決算、中間決算、四半期開示については、経営企画室が決算短信、財務諸表等の数値情報、及び定性的情報をそれぞれ取りまとめ、関係各部署と連携の上、開示資料を作成しております。

株主総会

